

あんしん暮らし情報

税・保険・年金

国民健康保険から職場の健康保険になった方は手続を

国民健康保険に加入している方が職場の健康保険などに加入した場合は、国民健康保険の脱退(やめる)手続が必要です。手続が2年以上遅れた場合、保険料の減額ができなくなることがありますのでご注意ください。

場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課総合窓口係(防災・保谷保健福祉総合センター1階)・出張所

持 ● 国民健康保険と職場の健康保険などの内容が分かるもの(資格確認書・資格情報のお知らせなど) ● 本人確認書類(免許証・マイナンバーカード・在留カードなど顔写真付きのもの。顔写真がない場合は基礎年金番号通知書(年金手帳)・キャッシュカード・診察券などを2点以上) ※郵送可(詳細は市HPへ)

□ 手続できる方 本人または同一世帯員(別世帯の場合は委任状が必要)

▶ 保険年金課 ☎ 042-460-9822

□ 慰労金支給額 年額10万円
□ 申請 12月28日(月)まで(平日のみ)に、介護保険被保険者証・金融機関の口座が分かるものを高齢者支援課(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)へ持参

▶ 高齢者支援課 ☎ 042-420-2814



市HP

暮らし・環境

合同総合水防訓練

集中豪雨や台風などによる水害に備えて、市・西東京消防署・田無警察署・消防団・東京消防庁災害時支援ボランティアなどが合同で訓練を実施します。

時 5月24日(日)午前9時30分～11時
場 市民広場(保谷庁舎跡地)中町1-5-1 内 ● 消防隊や消防団による「連結水のう工法」や「改良積土のう工法」 ● 家庭にある身近な資材を活用した「簡易水防工法」など

☎ 西東京消防署 ☎ 042-421-0119
▶ 危機管理課 ☎ 042-438-4010

カラスの威嚇にご用心

□ 5～7月はカラスの威嚇・攻撃が多くなる季節です

カラスに威嚇・攻撃されたという相談が市にも多く寄せられます。巢の中の卵やヒナを守るために威嚇・攻撃してくることが多く、5～7月ごろに集中しています。

□ 対処法は？
巣に近づいたり、石を投げたりしないでください。威嚇に備えて、傘や帽子を用意しておくのもよいでしょう。ごみがカラスの餌にならないようにネットを張るなどの対策をとることも大切です。
▶ 環境政策課 ☎ 042-438-4042

アライグマ・ハクビシンによる被害

市ではアライグマ・ハクビシンによる家屋の屋根裏などへの侵入被害、敷地内の果樹や家庭菜園の食害被害が発生し、令和7年度は96件の目撃情報および相談が寄せられました。

アライグマ・ハクビシンは鳥獣保護法により、一般市民による捕獲は許可されていません。被害が発生している場合には、捕獲器の貸し出し、設置を行っています(設置は屋外のみ)。また、目撃情報を募集しています。目撃した場合は下記までご連絡ください。
▶ 環境政策課 ☎ 042-438-4042

防災行政無線などによる全国一斉情報伝達試験

武力攻撃や地震などの災害時に、全国瞬時警報システム(Jアラート)から送られてくる国の緊急情報を、確実に皆さんへお伝えするため、市内で緊急

情報伝達手段の試験を行います。この試験は、全国的に実施されます。

時 6月3日(水)午前11時
内 市内の防災行政無線スピーカーより「これはJアラートのテストです」という音声を3回放送します。

※災害とお間違えないようにお願いします。 ※今回の試験放送は戸別受信機からは流れません。 ※詳細は市HPへ(「安全・安心いーなメール」でも本試験をお知らせする内容を配信予定)

□ Jアラート
国から送られてくる弾道ミサイル情報や地震などの緊急情報を、人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステム

▶ 危機管理課 ☎ 042-438-4010

人権擁護委員の日

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことに伴いまして、6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。人権侵害、偏見や差別、近所付き合いでの悩みごとなど人権擁護委員が市民の皆さんの相談をお受けします。

□ 人権擁護委員の日 全国一斉人権相談 人権擁護委員が相談に応じます。

※個人情報 は 固く守られます。
時 6月1日(月)午前10時～午後4時(受付：3時まで)

場 住吉会館ルピナス

□ 人権相談電話
● みんなの人権110番(全国共通ダイヤル) ☎ 0570-003-110 (平日午前8時30分～午後5時15分)
● こどもの人権110番(全国共通ダイヤル) ☎ 0120-007-110 (平日午前8時30分～午後5時15分)
▶ 男女平等推進センター ☎ 042-439-0075

市政

青嵐中学校エリアの公共施設再編に関するオープンハウス型説明会

市では「学校が地域のキーステーション」であるとの認識のもと、学校を核としたまちづくりに取り組むこととし、学校施設の更新時には、公共施設の集約化・複合化・多機能化を図り、地域課題を解消する仕組みを推進していきます。保谷第一小学校の建替えに当たり、青嵐中学校エリアの公共施設の再編について、検討状況などを説明するとともに、地域住民の皆さんの意見を伺う機会として、オープンハウス型説明会を開催します。

時/場 ● 5月25日(月)・26日(火)午前10時～正午/北町コミュニティセンター
● 5月29日(金)午後2時～4時30分、5月30日(土)午前9時30分～正午/下保谷福祉会館 ※全日程とも同じ内容
※質疑応答可・申込不要
▶ 公共施設マネジメント課 ☎ 042-420-2800



市HP

令和8年経済センサスー活動調査にご協力を

全国全ての事業所・企業が対象の経済活動の実態を把握するために行う5年に一度の大規模調査です。あなたの

回答が、日本の未来をつくります。調査へのご理解・ご協力をお願いします。 ※東京都知事が発行した調査員証を携帯した調査員が訪問します。 ※回答内容は、統計の目的以外には使用されません。

☑ 全ての事業所・企業
□ 訪問時期 5月中旬から
□ 主な調査事項 名称および電話番号・所在地・経営組織・従業員数・主な事業の内容などの基礎項目と、資本金などの額および外国資本比率・売上(収入)金額・費用総額および費用項目・事業別売上(収入)金額などの経理項目
□ 基準日 6月1日(月)
▶ 総務課 ☎ 042-460-9810

本人確認のお願い

□ 来庁者の本人確認を行っています
市民課業務の各種届出などの受付事務に関して、個人情報の保護を図り、住民に関する記録の管理を適正に行う必要があります。両庁舎市民課および各出張所の窓口における各種届出および各種証明書の請求の際に、来庁される方について、本人確認を実施しています。

運転免許証や旅券などのほかに、マイナンバーカードも本人確認書類として使うことができます。まだお持ちでない方は、この機会にご申請ください。届出や手続の内容によって本人確認書類は異なります。
※詳細は下記へ

□ 代理人による届出について
代理人による届出や証明書の請求については、代理人選任届(委任状)が必要です。委任者本人の自筆で、次の事項を記載してください。

● 代理人の住所・氏名・生年月日
● 委任事項 ● 委任する日 ● 委任者本人の住所・署名・捺印(印鑑登録については登録する印鑑を押印してください) ※代理人の本人確認も行っています。
▶ 市民課 ☎ 042-460-9820
保 ☎ 042-438-4020

伝統文化等継承事業を行う団体の補助金申請受付

市固有の伝統芸能・民俗芸能・無形文化財(伝統行事など)などの伝統文化を継承する市内の事業に対して経費の一部を補助します。

□ 対象事業 令和8年度に実施する、郷土に対する認識と愛着の向上、担い手となる後継者の育成、地域の連携を目的とした伝統文化等継承事業のうち、次のいずれかに該当する事業(例：どんど焼き・おはやしなど) ● 市の歴史の中で培われ、継承することが必要と認められる事業 ● 過去に市内で実施され、復活・発掘をすることが必要と認められる事業 ● 西東京市で実施されている事業で、継承を行うことが地域の伝統文化の発展に寄与すると認められる事業

□ 補助金上限 1事業10万円
□ 資格 次の全てに該当する団体
● 市内に活動拠点がある ● 一定の活動実績があり、応募した事業を継続的に取り組める見込みがある ● 団体の

福祉・健康

5月31日は世界禁煙デー

たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう、世界保健機関(WHO)によって定められています。この機会に禁煙に取り組んでみませんか。禁煙の相談も受け付け中です。

※禁煙の方法についての詳細は市HPへ

▶ 健康課 ☎ 042-439-3526



市HP

手当助成・補助

在宅で介護をしている方へ家族介護慰労金を支給

在宅の高齢者を介護する家族の経済的負担を減らし、在宅生活の継続と向上を図るため、家族介護慰労金を支給します。

☑ 下表の要件を全て満たす高齢者を基準日前1年間以上介護する主たる介護者の方(当該高齢者と同居し、基準日前1年間以上市民税非課税世帯に属する方に限ります) ※基準日：申請日の属する月の前月末日

基準日前1年間以上	在住の65歳以上の者で要介護4または5と認定されている
	市民税非課税世帯に属している
	介護保険サービスを利用していない(通算7日間以内の短期入所生活介護または短期入所療養介護の利用を除く)
基準日前1年間	病院などに延べ90日以上入院をしていない